

(別紙 1)

情報連携および個人番号の照会について

◇ 情報連携を行う範囲

情報連携を行う主な事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の 58 に規定されており、個人番号の照会については法律第 14 条の 2 に規定されています。

情報連携については、短期給付事業に限定されており、共済組合が照会及び提供する主な情報は次のとおりです。

◇ 情報連携により共済組合が照会（省略）可能な情報（主なもの）

関連 No.	対象事務	照会する情報	省略可能な添付書類	本人の 同意	手続き等による注意等
①	個人番号報告	個人番号	個人番号報告書 ※令和 5 年 10 月 5 日付通知 J-LIS と併せて報告書の提出 も必要となりました。	不要	・令和 3 年 1 月 1 日以降、組合員および被扶養者の新規認定時の個人番号は自ら報告書を提出する者を除き共済組合が照会を行いますので組合員および被扶養者の新規認定時に個人番号報告書を提出する必要はありません。ただし、個人番号の照会および登録には最短で一週間程度を要します。
②	被扶養者認定	被扶養者に係る医療保険被保険者の資格情報	資格喪失証明	不要	・前医療保険の資格喪失を証明する際に照会を行うことができます。 ・前保険者の喪失情報登録のタイミングによっては有効な情報を得られないことがあります。
③	被扶養者認定	被扶養者又は組合員に係る住民票関係情報	住民票の写し	不要	・組合員との同別居の事実を確認する際に照会を行うことができます。 ・国内居住要件を満たすことを確認する際に照会を行うことができます。
④	被扶養者検認	被扶養者に係る医療保険被保険者の資格情報	資格喪失証明	不要	・前医療保険の資格喪失を証明する際に照会を行うことができます。 ・前医療保険者の喪失情報登録のタイミングによっては有効な情報を得られないことがあります。

No.	対象事務	照会する情報	省略可能な添付書類	本人の同意	手続き等による注意等
⑤	被扶養者検認	被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書	必要	所得証明や非課税証明の事実を確認する際に照会を行うことができます。 ・情報連携を行う際、対象者本人の同意を得る必要があります。（別紙同意書（代理人が同意書に署名する場合、別途「委任状」）が必要）
⑥	被扶養者検認	被扶養者又は組合員に係る住民票関係情報	住民票の写し	不要	・組合員との同別居の事実を確認する際に照会を行うことができます。 ・国内居住要件を満たすことを確認する際に照会を行うことができます。
⑦	高齢受給者の一部負担割合の減額認定（70 歳以上組合員現役並所得（3 割）判定）	組合員又は被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書	必要	・所得証明や非課税証明の事実を確認する際に照会を行うことができます。 ・情報連携を行う際、対象者本人の同意を得る必要があります。（別紙同意書（代理人が同意書に署名する場合、別途「委任状」）が必要）
⑧	資格喪失後の埋葬料と他制度の埋葬料等との調整	請求者に係る他制度の埋葬料等の支給情報	他制度から給付を受けていることがわかる書類	不要	・組合員であった者が退職後死亡（3 月以内）するまでの間に他の組合の組合員の資格取得情報を確認する際に照会を行うことができます。 ・前医療保険者の情報登録のタイミングによっては有効な情報を得られないことがあります。
⑨	高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実について審査事務	他制度・他保険者での給付実績確認	自己負担証明書（医療）	不要	・他制度・他保険者の給付実績を確認する際に照会を行うことができます。
⑩	高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実について審査事務	70 歳未満の低所得者並びに 70 歳以上の低所得者の判定	課税証明書	必要	・70 歳未満の低所得者並びに 70 歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱの判定確認の際に照会を行うことができます。 ・情報連携を行う際、対象者本人の同意を得る必要があります。（別紙同意書（代理人が同意書に署名する場合、別途「委任状」）が必要）

No.	対象事務	照会する情報	省略可能な添付書類	本人の同意	手続き等による注意等
⑪	高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実について審査事務	他制度・他保険者での給付実績確認	自己負担証明書（介護）	不要	・介護保険の給付状況を確認する際に照会を行うことができます。

◇ 共済組合が提供する情報（主なもの）

- ① 組合員等資格の得喪に関する情報
- ② 短期給付の支給に関する情報

※ 情報連携により提供を行う短期給付の情報は、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、出産手当金、傷病手当金、埋葬料、家族埋葬料になります。

◇ その他

- ・ 情報連携による添付書類の一部省略を希望する場合、申告書等とあわせて「**情報連携依頼書**」（様式 5）（一部添付書類の省略については同意書（代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状）を提出してください。
- ・ 個人番号の照会について、原則組合員は組合員証等を発行後、被扶養者は被扶養者証発行前、に照会を行いますが、被扶養者の認定と同時に情報連携を希望する場合、申告時に個人番号の照会（報告）を行い、連携のち情報連携による照会を行います。

その際、組合員が申告する基本 6 情報（氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所（住民票上の住所）、市町村コード）を基に個人番号の照会を行うことから、申告内容と照会データが一致しない場合、改めて申告内容について確認を行うこととなります。

- ・ 情報連携による添付書類の一部省略は、最短で 1 週間程度（個人番号照会とあわせると 2 週間程度）を要します。

そのため、新規認定による組合員証等の発行には**最短 1 ヶ月程度を要します。**

- ・ 情報連携の照会を行った結果、審査に必要な情報が得られない場合があります。その際、改めて書類の提出を依頼することになります。
- ・ 照会を行う一部の情報について、対象者本人の同意が必要となります。

必ず申請書とあわせて同意書（代理人が同意書に署名する場合、別途「委任状」）の提出をお願いします。

- ・ 情報連携による短期給付に係る認定要件及び添付書類の内容に変更はありません。これまで通り関係書類の提出をお願いします。

※情報連携による添付書類の一部省略は、最短で 1 週間程度（個人番号照会とあわせると 2 週間程度）を要します。